

件名	原爆症認定制度の抜本的改善に関する陳情		
提出者 住所氏名	墨田区文花一丁目29番3-505号 墨田折鶴会（墨田区原爆被害者の会） 会長 山下久代		
受理年月日	平成19年10月12日	受理番号	第12号
<p>要旨</p> <p>「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第11条で規定されている「原爆症認定」審査が、原爆被害の実態に見合った制度に改善されるよう、国及び政府に対し、意見書を提出してください。</p> <p>(理由)</p> <p>広島・長崎で原子爆弾の被害を受け「被爆者健康手帳」の交付を受けている被爆者は全国に25万1,834人在住していますが、「原爆症」と認定されている被爆者はそのうちの2,215人、わずか0.9パーセントに過ぎません（2007年3月31日現在・厚生労働省調べ）。</p> <p>2000年7月には、最高裁判所が長崎の爆心地から2.45キロメートルの地点で被爆した女性が頭部に受けた外傷の治癒の遅れから発症した肢体障害を原爆症と認めました。しかし、厚生労働省はその後も2キロメートル以内という至近距離で直接被爆した者のがんも却下するという「審査の方針」にこだわり続け、「被爆者の1パーセント未満しか認定しない」という行政を続けています。</p> <p>この誤りを正そうと2003年から相次いで起きた集団訴訟は、2007年8月21日現在で15か所の地方裁判所と6か所の高等裁判所に広がり、原告数は275人に上りました。</p> <p>提訴から3年を経過した昨年、6か所の地方裁判所が次々に判決を言い渡しました。昨年5月の大阪地方裁判所は原告9人全員を勝訴させ、8月の広島地方裁判所も原告41人全員勝訴の判決を言い渡しました。これらの判決は、「審査の方針」の機械的運用を厳しく批判し、被爆者の救済を求めたものです。</p> <p>今年1月の名古屋地方裁判所判決、3月の東京地方裁判所判決は、原告の一部の訴えを退けたものの、これまで国が認めなかった放射性降下物や誘導放射線の影響を認め、制度の抜本的改善を求めました。さらに、3月の仙台地方裁判所判決は25年前に受けたがんの手術の術後障害に苦しむ被爆者を認定し、7月の熊本地方裁判所判決は、急性症状のない遠距離被爆者のがんなども原爆症と認定しました。</p> <p>このように6回もの「国側敗訴」という司法判断が示されたにもかかわらず、厚生労働省は一向に制度を改めないばかりか、敗訴した原告については控訴を繰り返しています。このままでは、ほとんどの被爆者が「原爆症」と認定されない事態が続き、原爆被害の実相を明らかにさせるためには、被爆者は生きている限り裁判を続けなければならない事態にもなりかねません。</p> <p>今年3月に判決が言い渡された東京の第一次原告30人は、提訴の2003年5</p>			

月以降、その3分の1を超える12人が死去しました。被爆者の平均年齢は74.6歳となり、ほとんどが高齢者になっています(2007年3月31日現在・厚生労働省調べ)。

この状態を打開したいとの被爆者の願いを受けて、東京都議会は3月の東京地方裁判所判決の前に、制度の改善を求める意見書を全会派一致で採択し、政府に送付しました。

立法府である国会の国会議員は、党派ごとに議員懇談会や対策委員会を結成し、制度の抜本改善に向けた検討を続け、制度の改善と控訴を断念するよう政府に働きかけています。

この中で、今年8月5日に広島で被爆者7団体の代表に面会した当時の安倍晋三総理大臣は「専門家の意見をもとに、認定のあり方は見直しを検討させたい」と発言されました。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上